

三 条 民 商

三条民主商工会
三条市興野2-16-29
TEL32-2710
FAX32-2718
2019年12月23日
2400回

消費税増税で社会保障は？

消費税が10%に増税されて2ヶ月になろうとしています。消費者指数13ヶ月連続で悪化しています。消費税は30年前に「お年寄りのため・社会保障のため」という理由で導入されましたが、この30年の間で社会保障費は大幅に削減されています。

①年金の支給年齢は60歳から65歳に。今後は70歳以上になる予定です。

②年金に「マクロ経済スライド」(賃金や物価が上がっても年金は上げない)を導入しました。

③社会保険加入の労働者の医療負担を1割から3割に引き上げ。国保は平均1.6倍になり今後も引き上げられます。

④介護保険料は大幅にアップ。要介護1、2の人を介護保険サービスから外そうとしています。消費税は「高齢化社会・社会保障のため」と言われましたが、実際は「大企業減税」に使われてきました。

民商では「消費税は5%に引き下げを」の署名活動を行っています。ご協力をお願いします。

記帳会を開催しました

12月14日(土)に5人が参加。

初参加した会員さんは「これまでなかなか腰が上がりなかつたけれど、やってみると意外に楽しい。これなら出来ると思う」と言っていました。

これから、年末調整や確定申告の時期になります。みなさん、自主記帳をしましょう。

★自主記帳・自主計算の留意点

①複数税率の導入で区分整理が求められます。令和元年1月～9月までは消費税8%の売上や経費となります。

②令和元年10月1日以降は10%と8%(食料品等)区分が必要です。

③農業(米や野菜販売)売上は8%、経費の輸

送や肥料代等は10%になります。

④会計ソフト等を使用の場合は、8%・10%の区分に注意を払っていきましょう。

⑤平成29年(2017年)の売上(税込み)が一千万円以上の業者は、税務署への届出がなくなると消費税の申告が必要です。

特に課税業者の方は、9月30日までの8%・

10月1日からの10%・軽減税率8%の整理がされていないと消費税の計算が出来ません。(売上と経費で分けてください)

売上一千万円以下の業者も、4年後にインボイス導入・課税業者の判断が迫られます。「インボイス制度撤回」署名を進めて行きましょう。

★年末調整相談会

1月6日(月) 午前10時～午後3時

1月7日(火) 午前10時～午後3時

場所：三条民商事務所

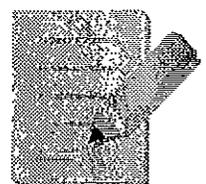
★加茂支部 年末調整相談会

1月8日(水) 午後1時半～午後3時

場所：加茂支部事務所

◎用意するもの

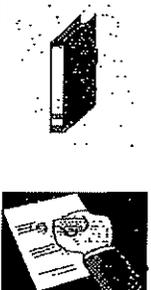
○源泉徴収簿、支払給与の金額がわかるもの



○扶養控除等(異動)申告書、社会保険料控除(国保、国民年金)、生命保険金額など所得控除金額のわかるもの

○その他、住宅所得控除等書類など年末調整をするのに必要な書類

○前期分の納付の控え



新年会(青旗開き)

とき：1月11日(土)午後6時

ところ：三條ロイヤルホテル

会費4000円



民商役員、共済役員、婦人部、青年部、各支部役員、民商会員の皆さんぜひご参加下さい。

※今週号が年内最後となります。次号は新年号となり年内、最終週に配布予定です。